

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

第8回口頭弁論期日の報告

弁護団事務局長 加納 力

ようやく春めいてきた2015(平成27)年3月18日、東京地裁立川支部で第8回弁論期日が開かれました。

また、弁論終了後、第4回進行協議期日も開かれました。

今回から裁判長が交替となりました(前任の太田裁判長の定年退官による)。新しく着任された裁判長は、瀬戸口壯夫裁判長です。

今回の期日までの原告被告双方の提出書面は次のとおりです。

[原告側]

・準備書面(13) 一将来にわたる損害賠償請求に関する主張

・原告本人尋問申請書

・訴訟進行についての意見書

・現地検証の行程案

・その他各種証拠書類

[被告(国)側]

・準備書面(12) 一騒音測定結果などに関する釈明

・証拠書類

今回の口頭弁論期日では、まず提出済みの陳述書の原本確認が行われました。300通を超える陳述書でしたので、確認作業がなかなか終わらず(特に国側の確認作業)、結局一旦法廷を閉廷した後で、別室で国側の作業をしてもらいました。

傍聴されたみなさんにはたいくつな法廷だったかも知れません。しかし、原告のみなさんが騒音被害でどんな思いをしているか、その声を証拠として取り扱うために必要な作業でした。当初の予定より30分も延長になりましたが、これでかなりの数の陳述書が正式に裁判上の証拠として取り扱われることになりました。

また、今回提出した準備書面(13)に基づいて、

弁護団からその内容の陳述をしてもらいました。

将来にわたる損害賠償請求は、これまでの裁判例ではほとんど認められてきませんでした。本来は違法な騒音をなくすることが最優先ですが、何度判決が出されても騒音被害がなくなる以上、せめて賠償については一々新しい裁判を起こさなくても最低限の補償がされる必要があります。全国各地で基地騒音裁判が繰り返されているという異常な事態を、司法の立場から解決してもらいましょう。

引き続き行われた進行協議期日では、今後の審理計画について協議を行いました。

次回の法廷では、横田基地での飛行状況を記録したDVDの上映を行ってまいります。その後、現地での検証や原告本人尋問などが行われることとなりますが、今回の進行協議ではその詳細までは決まらず、今後引き続き審理計画についての協議を継続することになりました。

次回、第9回口頭弁論期日は、2015(平成27)年4月22日 午後2時～3時30分です。



全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

3月3日 騒音被害解消求め政府要請

原告団団長 大野 芳一

全国基地原告団連絡会議として、沖縄等米軍基地問題議員懇談会の協力の下、2回目となる対政府要請行動を衆議院第一議員会館会議室で行いました。

政府側からは、外務省地位協定室担当者、防衛省日米協力課他5課の担当者、環境省水・大気環境局関連課および室の担当者が出席し、それぞれ1時間、各省別に要請を行いました。

事前に提出した要請書に対し、各省の担当者から回答を受けた後、質疑応答を行いました。外務省、防衛省は従来の要請時と同様、一様に騒音被害について「周辺住民にとって大変深刻、……日米合同委員会合意の騒音規制措置の遵守を米側に求めていく。このような日米合同委員会の合意を遵守することで、住民への被害を最小限になるよう努める」と発言し、参加者から失笑が漏れました。

横田訴訟を始め全国各基地での騒音訴訟は40年に及び、この間に下された判決では、「騒音は違法」よって「国は賠償せよ」との判決が確定しており、さらに「最高裁判決から久しいにもかかわらず、…訴訟を繰り返す原告がいることは法治国家の有り様から異常な事態。立法府は怠慢のそしりを免れない。」と厳しく指摘されています。にもかかわらず、依然として同じ文言を繰り返し、国民の生命、健康を守る姿勢、反省の態度も無い有様で歯がゆいばかりでした。

毎年、公害被害者環境総行動での要請、そして全国基地原告団連絡会議の要請と重ねて来ていますが、交渉の積み上げが無くそれぞれ一過性の交渉に終始しており、どのように改善していくのが課題です。

今回の要請では、衆参国会議員が要請に立ち会い、基地問題の困難さ、深刻さが理解されたのではないかと思います。同時に日米安保こそ国の死命を制するものとして軍事抑止力の強化、戦争のできる国を目指す安倍政権の政治姿勢を変えさせるためには、国政の場で住民、国民目線での発言が必要であり、より幅広く、多くの国会議員などの協力と理解者を増やすことも運動として取り組むことが重要かと思っています



【防衛省・外務省宛て要求項目】

1. 基地の運用について、全国一律の基準を設けること。
2. 全国の基地周辺地域住民に良好な生活環境を提供するために設けられた日米合同委員会合意事項や政府が関わった協定・確認事項（以下、「事項」と表記）を守り、守らせること。また、各事項が結ばれた経緯・趣旨に従い、但し書きを乱用しないこと。
なお、各事項について、その実態を調査・検証し、結果と今後の対策について、該当基地周辺自治体や周辺住民に公表すること。
3. 軍用機の市街地上空における飛行を行わないこと。
4. 欠陥機オスプレイの配備・運用を中止すること。
5. 沖縄の民意に従い、普天間基地を即時無条件撤去し、辺野古と東村高江の新基地建設を即時中止すること。
6. 裁判所が下した全国の基地訴訟判決を尊重し、違法状態を解消するために、さらなる基地周辺住民への被害軽減策を講じること。
7. 全国の各基地で起きている以下の危険な状況・問題点を、緊急に解決させること。[①～⑧の問題点を提示しましたが、紙面の都合で割愛します]

【環境省宛要求項目】

1. 自衛隊・米軍に対し、環境基本法の航空機騒音の環境基準を守らせる具体的な対策を講じること。
2. 航空機騒音の環境基準設定にあたって、飛行時刻や飛行コース、運用基準等が特定されない軍事基地周辺地域について、より厳しい基準を設けること。
3. 航空機騒音の人体に及ぼす医学的影響について、国費で調査研究を行うこと。なお、低周波音の人体に及ぼす医学的影響については、早急に環境基準を設けること。
4. 新基地建設を進めようとしている沖縄県辺野古と東村高江における環境破壊について早急に調査し、問題のある場合は、新基地建設を中止させること。
5. 岩国基地の沖合埋め立て工事で消滅した藻場干潟を回復させるための措置を、より具体的に講じること。

全国公害被害者実行委員会 フクシマ現地調査 4年目になる東北の被災地を訪ねて

原告団事務局長 清水 幸一

3月14日(土)、福島市の『あづま体育館』で『2015原発のない福島を！県民大集会』が行われました。公害総行動実行委員会からの呼びかけに応じて、私(瑞穂・清水)と知人のKさんとで参加してきました。参加するに当たっては「どうせ行くなら脚を伸ばして気仙沼辺りまで行ってみよう！」となりました。当日朝8時に箱根ヶ崎駅で待ち合わせて出発。一路福島へ！…東北道は何回走ったろうか？…思いは巡る…

集会は実行委員会が主催する形でしたが、福島県浜通り一帯の自治体や、地元の新聞各社、NHKを除くTV・ラジオの各放送局などが後援をする幅広い形で取り组まれました。弁士も、落合恵子さん(作家)をはじめ、農協・漁協の役員や宗教家など実に多彩なものでした。

採択された『アピール』は、長文のため全て引用できませんが「地域の発展のため原発を有用であると判断し…原発は安全だという言説を信じ…原発を受け入れてきたことは…誤りであった」(…は清水が割愛した部分。全文については訴訟団事務所に置きますのでご自由にご覧下さい)とキツパリ述べています。

実は3.11の大震災のとき、私は福島県相馬市に仕事の都合で単身赴任しており、東京電力から12万円の賠償金まで貰っている身なのです。因みに相馬市は『自主避難区域』なので賠償金はこれっきりでした。そのため震災に加えて原発事故に苦しむ福島県の人たちのことは“他人事”とは思えないのです。集会は2時間ほどで終了しました。6400人を超える人たちが参加したとの発表がありました。とても暖かみのある集

会だと感じました。

私たちはマイカーで福島まで行ったので、総行動の人たちとは別行動となりました。そのままクルマで東北道を岩手県一関まで走り、山越えをして気仙沼に出来ました。すっかり陽も落ち、疲れも出ましたが何とか宿に到着しました。気仙沼は漁港です。震災の歳の年末に訪れたときには、食事をする場所を探すのも大変でした。しかし漁港の機能はかなり復旧していました。おかげで宿では美味しい魚料理をいただくことができました。

翌朝気仙沼から南下して、南三陸町～女川～石巻～仙台を巡りかつての赴任地・相馬市へ…ここから先は次号へと続きます。乞うご期待！



漁業は気仙沼の基幹産業。岸壁の復旧が進み大きな漁船も接岸できる。

裁判傍聴に ご参加ください

7月8日(水)
第10回口頭弁論

地裁立川支部101号法廷
午後2時～3時30分

4月22日(水) 第9回口頭弁論

地裁立川支部101号法廷 午後2時～3時30分

事前集会：午後1時30分～ (裁判所前の歩道)
報告集会：午後3時50分～4時30分 (弁護士会館)

法廷で横田基地の飛行状況のビデオ上映を行い、裁判官に被害を訴えます。パラシュート訓練やオスプレイの飛来状況なども盛り込む予定です。いよいよ本格的な立証段階に進みます。みなさんのご参加をお待ちしています。

2月22日オスプレイ飛来・緊急反対集会 東富士住民の会と連帯して

2月12日、南関東防衛局より、富士演習場関係自治体に「米海兵隊のMV-22オスプレイ2機が、2月23日から28日前の間、東富士演習場及び北富士演習場において離発着訓練を実施する予定」と通達されました。これだけの情報ですと、経路地や訓練中の給油地として利用されるのが、横田基地かあるいは厚木基地かは不明ですが横田基地への飛来は十分に考えられます。東富士住民の会と共同して反対の意思を示す必要があり緊急に反対集会が2月22日(日)に福東トモダチ公園で行われ、約100人が参加しました。

2月24日にはこの集会主催6団体によって、横田防衛事務所へ要請を行いました。要請内容は次の3項目です。①MV-22オスプレイの横田基地への飛来、横田基地の中継基地的使用をやめさせること。②横田基地へのCV-22オスプレイの配備計画を撤回させること。③横田基地内を目標として行われる人員降下訓練や物資投下訓練を中止する事。

結局、2月25日に訓練計画は「天候の影響により中止する」と連絡がありました。

原告団活動日誌

- | | |
|-------|------------------------------|
| 2/16 | オスプレイ問題連絡会会議 |
| 2/17 | 八王子・日野支部 第4回爆音カフェ |
| 2/19 | 八王子・日野支部が市議会各会派へ騒音対策の協力要請を行う |
| 2/22 | 「オスプレイ飛来・訓練」反対集会 |
| 2/23 | 原告団ニュース第17号編集会議 |
| 2/25 | 昭島支部会議 |
| 2/26 | 総行動実行委員会事務局会議に出席 |
| 2/26 | 八王子・日野支部事務局会議 |
| 2/28 | 八王子・日野支部世話人会 |
| 3/3 | 全国基地爆音訴訟連絡会議による政府交渉 |
| 3/5 | 東弁公害環境委員会の基地調査の案内 |
| 3/6 | 公害被害者総行動首都圏交流のつどいに参加 |
| 3/9 | 定例事務局会議 |
| 3/13 | 弁護士会議に出席 |
| 3/14 | 憲法フェスティバル実行委員会による基地見学の案内 |
| 3/14～ | 総行動実行委員会によるフクシマ現地調査に |
| 3/15 | 参加 |
| 3/17 | 八王子・日野支部 第5回爆音カフェ |
| 3/18 | 第8回口頭弁論 |
| 3/20 | 第25回原告団会議 |
| 3/25 | 昭島支部会議 |
| 3/26 | 八王子・日野支部事務局会議 |
| 3/27 | 総行動第2回実行委員会に出席 |
| 3/28 | 八王子・日野支部世話人会 |
| 3/28～ | 公害弁連総会、シンポジウム、フクシマ現 |
| 3/29 | 地調査に参加 |
| 4/1 | 現地検証場所の实地踏査 |

2014年のオスプレイの事故・トラブル

- ☆3月22日 普天間基地のオスプレイが嘉手納基地に緊急着陸、エンジンから白煙
- ☆5月22日 米ノースカロライナ州で訓練中に落下死亡事故
- ☆6月17日 普天間基地のオスプレイ、飛行中に部品を落下
- ☆6月27日 普天間基地の駐機中のオスプレイに落雷～故障
- ☆10月1日 米オスプレイがペルシャ湾で死亡事故
- ☆10月19日 和歌山県串本町の防災訓練に参加したオスプレイが「望楼の芝」を飛び立つ際に火災発生
- ☆11月11日 オーストラリアブリスベンで合計6車線の高速道路そばに米海兵隊のオスプレイが着陸したところ、砂埃が一斉に巻き上がり、高速道路の視界が遮られるトラブルが発生